○国土交通省告示第千百十六号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
ＪＦＤ	141015	ＲＩＧＥＬ	平成21. 9. 1
ＪＦＭ	141039	しきね	21. 9. 2
ＪＦＶ	141083	第七わかば丸	21. 9. 1
ＪＤ2939	141054	新幸丸	21. 9. 4
ＪＤ2945	141063	あおみ	21. 9. 1
ＪＤ2946	141064	あしがら	21. 9. 4
ＪＤ2949	141067	れい丸	21. 9. 8
ＪＤ2962	141086	神凪丸	21. 9. 9
ＪＤ2964	141089	第二菱豊丸	21. 9. 17
ＪＤ2967	141093	豊和丸	21. 9. 24
ＪＤ2975	141112	とより丸	21. 9. 18
ＪＤ2976	141113	千倉丸	21. 9. 15
ＪＤ2983	141122	せきしょう	21. 9. 16
ＪＤ3000	141152	第十八勝栄丸	21. 9. 30
ＪＤ3007	141076	しろやま	21. 9. 14
ＪＤ3009	141110	鶴丸	21. 9. 16

○国土交通省告示第千百十七号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＣＦＭ	123518	れぶん	平成21. 9. 11
ＪＤＩＡ	125609	第一恵久丸	21. 9. 24
ＪＥＷＥ	131491	第七十八喜漁丸	21. 9. 24
ＪＨＩＹ	128469	第八十七福一丸	21. 9. 15
ＪＪＶＪ	130759	第五十二海形丸	21. 9. 17
ＪＭＭＮ	131178	ラインオア	21. 9. 28
ＪＰＡＢ	117769	いすず	21. 9. 11
ＪＰＦＫ	119261	なとり	21. 9. 24
ＪＱＧＷ	132268	第八開洋丸	21. 9. 8
ＪＤ2174	140241	悦丸	21. 9. 1
ＪＥ2751	125017	孔雀丸	21. 9. 11
ＪＧ4747	130223	第五あすざん丸	21. 9. 16
ＪＧ4886	131910	長崎丸	21. 9. 1
ＪＧ4905	131924	旭和丸	21. 9. 9
ＪＧ5082	133113	第五大精丸	21. 9. 30
ＪＨ3149	130035	第十五らん丸	21. 9. 3
ＪＨ3282	131625	第七十八鳳生丸	21. 9. 28
ＪＨ3354	133259	伸和丸	21. 9. 18
ＪＩ2766	115666	第二武庫丸	21. 9. 24
ＪＩ3362	128757	菱豊丸	21. 9. 4
ＪＩ3395	128794	第十六旭丸	21. 9. 3
ＪＪ3342	125269	長勢丸	21. 9. 29
ＪＪ3426	125369	晃祥丸	21. 9. 29
ＪＪ3785	132284	兵庫丸	21. 9. 29
ＪＪ3881	132411	第二摂津丸	21. 9. 17
ＪＪ3909	132443	シーワープ	21. 9. 14
ＪＫ4660	129594	第五吉賀丸	21. 9. 29
ＪＫ4758	130997	はり丸	21. 9. 7
ＪＫ4800	129614	栄宝丸	21. 9. 28
ＪＫ4829	130941	三笹丸	21. 9. 18
ＪＫ5076	132501	八晃丸	21. 9. 24
ＪＫ5254	134059	新住宝丸	21. 9. 29
ＪＫ5268	134035	新幸丸	21. 9. 11
ＪＬ5224	126356	第十五天王丸	21. 9. 9
ＪＬ5718	129999	第拾壱泰成丸	21. 9. 28
ＪＬ5764	130588	平成丸	21. 9. 29
ＪＬ5799	130675	第八三洋丸	21. 9. 4
ＪＬ6029	132165	第十一おおしま	21. 9. 17
ＪＬ6031	132071	三光丸	21. 9. 4
ＪＬ6058	132147	幸伸丸	21. 9. 28
ＪＬ6271	134856	カミ丸1	21. 9. 1
ＪＭ5395	127724	第三十五源福丸	21. 9. 9
ＪＭ5911	131255	第五大昭丸	21. 9. 10
ＪＭ6025	132577	豊津丸	21. 9. 4
ＪＭ6152	132727	第五神力丸	21. 9. 7
ＪＭ6432	134527	八藤丸	21. 9. 14

○国土交通省告示第千百十八号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0814142	平成20. 1. 31	140241	悦丸

○国土交通省告示第千百十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0216128	平成14. 9. 3	131844	第三靖貢丸
A0414138	16. 5. 6	127630	第八興栄丸

人事異動

国土交通省

（大臣官房付）国土交通技官　石川　浩
（大臣官房福利厚生課長）国土交通事務官　小林　孝雄
（函館空港事務所長）国土交通技官　岡山　裕則
（大阪航空局次長）同　瀧　哲一
（中部空港事務所長）同　角谷　政美
（関西空港事務所長）同　菅沼　誠
（那覇空港事務所長）同　菅野　顕
辞職を承認する（各通）（九月二十日）
（大臣官房参事官（労務））国土交通事務官　石川　成雄
大臣官房福利厚生課長に配置換する
（運輸安全委員会事務局総務課企画調整官）同　平野　精壽
大臣官房参事官（労務）に昇任させる
（山口宇部空港出張所長）同　城向　悦司
大阪航空局総務部管財調達課長に転任させる
（独立行政法人航空大学校教務課長）同　樋口　博史
山口宇部空港出張所長に採用する
（大阪空港事務所管制保安部先任航空管制官）国土交通技官　大田　峰幸
函館空港事務所長に昇任させる
（航空局空港部空港政策課空港保安防災教育訓練センター所長）同　加藤　功二
百里空港事務所長に転任させる
（鹿児島空港事務所長）同　有馬　孝
大阪航空局次長に転任させる
（那覇空港事務所次長）同　濱田　幸雄
鹿児島空港事務所長に昇任させる
（航空局管制保安部保安企画課管制情報処理システム室長）同　鈴木　正則
中部空港事務所長に転任させる
（航空局技術部運航課長）同　冨田　博明
関西空港事務所長に転任させる
（航空局技術部航空機安全課長）同　島村　淳
航空局技術部運航課長に配置換する
（航空局監理部国際航空課航空交渉官）同　高野　滋
航空局技術部航空機安全課長に昇任させる
（東京航空交通管制部次長）同　大塚　憲郎
那覇空港事務所長に転任させる
（仙台空港事務所長）同　藤沢　正悦
東京航空交通管制部次長に転任させる
（福岡空港事務所管制保安部長）同　大坪　守
仙台空港事務所長に昇任させる
（下地島空港事務所長）同　江波戸　修
成田空港事務所管制保安部先任航空管制官に転任させる
（八尾空港事務所先任航空管制官）同　村上　裕孝
下地島空港事務所長に昇任させる
（山形空港出張所長）同　小原　文雄
福岡航空交通管制部先任施設運用管理官に転任させる
（仙台空港事務所総務部先任施設運用管理官）同　笠松　昇
山形空港出張所長に転任させる
（大館能代空港出張所長）同　田川　信雄
福岡航空交通管制部に出向させる
（長岡航空路監視レーダー事務所先任航空管制技術官）同　中田　晃生
大館能代空港出張所長に昇任させる（以上十月一日）
伊藤　泰明　吉村　真行
菱村　寛　松岡　利哉　荒川　真司
香川　芳幸　島田　博文　杉浦　綾子
福永　実　寺田　達史　後藤　篤二
小野瀬　厚　佐川　宣寿　中尾　睦
大和　智　光吉　一　牧元　幸司
桑田　俊一　海堀　安喜　内田　俊彦
大野　雄一　永井　智哉　山本　徹弥
髙橋　忍　樺島　徹　望月　明彦
小林　昭　室田　哲男　吉田　英一
橋本　公博　金井　昭典　井上　勝徳
田中　聡志　笠井　俊彦
平成二十二年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命する
任期は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（十月十九日）